

法人が農業に参入する場合の要件

- 農業に参入する場合の基本的な要件は個人と同様
- 農地の所有は、農地所有適格法人の要件を満たせば可能（農地所有適格法人は農地を借りることも可能）
- 貸借であれば、全国どこでも可能

基本的な要件 （個人と共通）

1. 農地のすべてを効率的に利用

機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること

2. 一定の面積を経営

農地取得後の農地面積の合計が、原則50 a（北海道は2 ha）※以上であることが必要

※この面積は、地域の実情に応じて、市町村の農業委員会が引き下げることが可能

3. 周辺の農地利用に支障がない

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと

※ 個人の場合は、上記1～3に加えて、必要な農作業に常時従事することが必要

農地を
所有したい



農地所有適格法人（農地を所有できる法人）

1. 法人形態 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社
2. 事業内容 主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む）
[売上高の過半]
3. 議決権 農業関係者が総議決権の過半を占めること
4. 役員
 - ・ 役員の過半が農業の常時従事する構成員であること
 - ・ 役員又は重要な使用人の1人以上が農作業に従事すること

農地所有適格法人は農地を借りることも可能

農地を
借りたい



一般法人（貸借であれば、全国どこでも可能）

貸借であれば、農地所有適格法人の要件を満たすことは不要

1. 貸借契約に解除条件が付されていること

解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること

2. 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと

役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など

3. 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること

農業の内容：農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可

農地所有適格法人の要件

1. 法人形態要件 株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社

2. 事業要件 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業※を含む。)[売上高が過半]

〔関連事業〕

- ・ 農畜産物の製造・加工
- ・ 農畜産物の貯蔵、運搬、販売
- ・ 農業生産に必要な資材の製造
- ・ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置・運営等(例えば、農家民宿)

3. 議決権要件

農業関係者

- ・ 法人の行う農業に常時従事する個人
- ・ 農地の権利を提供した個人
- ・ 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人
- ・ 基幹的な農作業を委託している個人
- ・ 地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会

総議決権の過半

農業関係者
以外

(制限なし)

総議決権の
2分の1未満

4. 役員要件

- ① 役員の過半が、法人の行う農業に常時従事する構成員(原則年間150日以上)であること
- ② 役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に従事(原則年間60日以上)すること